

9 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 課税状況

区 分		課 税 標 準 数 量	税 額
紙 巻 た ば こ		千本	千円
		5,535,711	42,193,192
パ イ プ た ば こ		37	282
葉 巻 た ば こ		85,741	653,518
刻 み た ば こ		305	2,325
加 熱 式 た ば こ		597,826	4,556,630
か み 用 の 製 造 た ば こ		-	-
か ぎ 用 の 製 造 た ば こ		0	0
計		6,219,620	47,405,946
手 持 品 課 税 額			-
合 計 税 額			47,405,946
控 除 税 額			296,760
差 引 税 額			47,109,184
加 算 税	過 少 申 告		X
	無 申 告		X
	重		X
課 税 人 員			人 39
還 付 金 額			千円 472
納 期 限 延 長 税 額			-

調査期間等： 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。

(2) 製造場数

区 分		場 数
製 造 場		場
	製造たばこ製造場	2
	原料事務所	-
	そ の 他	7
法 定 製 造 場		20
合 計		29

調査時点： 令和6年3月31日

10 揮発油税及び地方揮発油税

(1) 課税状況

区 分		数 量	税 額
		kl	千円
移 出 数 量		6,958,221	
エタノール相当数量		157,791	
欠 減 控 除 数 量		91,806	
場 内 消 費 数 量		148	
用 途 外 使 用 等 数 量		-	
課 税 標 準		6,708,772	360,931,914
控 除 税 額			6,596
差 引 計			360,925,304
加 算 税	過 少 申 告		-
	無 申 告		10
	重		-
合 計			360,925,314
課 税 人 員			人 286
還 付 金 額			千円 -
納 期 限 延 長 税 額			53,800,957

調査期間等： 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。

(注) 課税標準の内訳（移出数量、エタノール相当数量、欠減控除数量、場内消費数量及び用途外使用等数量）は、申告（処理を含まない。）による課税事績であるため、課税標準とその内訳から計算した値は一致しない場合がある。

(2) 関係場数

区 分		場 数
製 造 場	製 油 所	8
	天 然 揮 発 油 製 造 場	-
	廃 油 再 生 工 場	4
	そ の 他	70
石 油 化 学 工 場	ガ ス 工 場	-
	特 定 石 油 化 学 製 品 製 造 場	13
	そ の 他	6
未 納 税 蔵 置 場		15
特 定 石 油 化 学 製 品 蔵 置 場		47
免 税 揮 発 油 使 用 場	航 空 用	25
	ゴ ム 用	12
	塗 料 用	3
	印 刷 用 イ ン キ 用	1
	接 着 剤 用	1
	洗 浄 用 又 は 離 型 用	13
特 定 石 油 化 学 製 品 使 用 場		346
駐 留 軍 等 用 免 税 使 用 場 指 定 店 舗		-
外 国 公 館 等 用 指 定 給 油 所		30
合 計		594

調査時点：令和6年3月31日

(3) 課税状況の累年比較

年 度	移 出 数 量 kl	エタノール 相当数量 kl	欠減控除 数 量 kl	場内消費 数 量 kl	用途外使用 等 数 量 kl	課税標準		控除税額 千円	差 引 計 千円
						数 量 kl	税 額 千円		
令 和 元 年 度	7,285,531	128,008	96,627	513	33	7,061,443	379,905,619	8,631	379,896,967
令 和 2 年 度	6,794,799	135,109	89,905	151	1	6,569,936	353,455,972	7,192	353,448,760
令 和 3 年 度	6,415,715	120,050	84,992	228	95	6,210,997	334,145,193	13,866	334,131,305
令 和 4 年 度	6,907,739	136,565	91,411	478	-	6,680,241	359,379,757	7,524	359,372,214
令 和 5 年 度	6,958,221	157,791	91,806	148	-	6,708,772	360,931,914	6,596	360,925,304

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

11 航空機燃料税

(1) 課税状況

区 分			数 量	税 額
積 込 数 量 及 び 税 額			kL 93,137	千円 1,206,984
	うち 軽減税率	沖縄路線航空機に係る軽減	579	3,763
		特定離島路線航空機に係る軽減	-	-
控 除 税 額				3,082
	うち 軽減税率	沖縄路線航空機に係る軽減		-
		特定離島路線航空機に係る軽減		-
差 引 計				1,203,887
加 算 税	過 少 申 告			-
	無 申 告			-
	重			-
合 計				1,203,887
課 税 人 員				人 320
還 付 金 額				千円

調査期間等： 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 関係場数

区 分		納 税 地 数
特 例 承 認 に 係 る も の		場 61
そ の 他	定期運送事業者に係るもの	-
	その他のもの	57
合 計		118

調査時点：令和6年3月31日

(3) 課税状況の累年比較

年 度	数 量	税 額
	kL	千円
令 和 元 年 度	97,548	1,751,156
令 和 2 年 度	55,522	997,061
令 和 3 年 度	71,882	687,999
令 和 4 年 度	90,770	1,153,981
令 和 5 年 度	93,137	1,206,984

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

12 石油ガス税

(1) 課税状況

区 分		重 量	税 額
		t	千円
移 出	重 量	60,220	1,053,811
控 除	税 額		10,122
差 引	計		1,043,529
加 算	過 少 申 告		-
	無 申 告		8
	重		-
合 計		60,220	1,043,537
課 税	人 員		人 3,299
還 付	金 額		千円 -
納 期 限 延 長	税 額		-

調査期間等：令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 関係場数

区 分		場 数
		場
営 業 用	ス タ ン ド	146
自 家 用	ス タ ン ド	54
着 脱 式 容 器 充 て ん	場	104
そ の 他		22
合 計		326
免 税 課 税 石 油 ガ ス 使 用 場	原 料 用	-
	熱 源 用	-

調査時点：令和6年3月31日

(3) 課税状況の累年比較

年 度	移 出 重 量	税 額
	t	千円
令 和 元 年 度	85,547	1,497,073
令 和 2 年 度	63,268	1,107,196
令 和 3 年 度	62,127	1,087,225
令 和 4 年 度	62,111	1,086,973
令 和 5 年 度	60,220	1,053,811

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

13 石油石炭税

(1) 課税状況

区 分		数 量	税 額
原 油		kL -	千円 -
石 油 製 品		-	-
ガ ス 状 炭 化 水 素		t 423	786
石 炭		-	-
計			786
控 除 税 額			-
差 引 計			785
加 算 税	過 少 申 告		-
	無 申 告		-
	重		-
合 計			785
課 税 人 員			人 22
還 付 金 額			千円 2,442,261
納 期 限 延 長 税 額			-

調査期間等： 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の申告又は処理による課税
事績である。

(2) 関係場数

区 分	原 油	ガス状炭化水素	石 炭
特 例 承 認 に 係 る 納 税 地	場 -	場 -	場 -
そ の 他 の 納 税 地	1	2	-
未 納 税 蔵 置 場	-	-	-
自 家 用 採 取 場 所	-	-	-
合 計	1	2	-

調査時点： 令和6年3月31日

14 印紙税

(1) 課税状況

区 分		税 額	納 税 人 員
		千円	人
税 印 押 な っ (第9条関係)		1,157	30
印紙税納付計器の使用によるもの(第10条関係)		3,250,120	1,753
書式表示による申告・納付(第11条関係)		2,873,057	16,319
預貯金通帳等の申告・納付(第12条関係)		1,848,710	17
計		7,973,042	18,119
充 当 税 額		37,257	
差 引 計		7,935,786	
加 算 税	過 少 申 告	-	
	無 申 告	68	
	重	-	
過 怠 税		220,428	件 2,687
還 付 金 額		152,679	
印紙税納付計器	設 置 者 数		人 1,006
	設 置 台 数		台 1,301

調査期間等：令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の現金納付による課税実績である。

(注) 印紙税は、原則として契約書や領収書などに相当額の印紙を貼付することによって納付する仕組みであるが、印紙の貼付に代えて印紙税を納付する特例が認められている。

「税印押なつ(第9条関係)」とは、課税文書に課されるべき印紙税額を税印が押される時までに金銭で国に納付した上で、特定の税務署長に対して、課税文書に税印を押なつすることを請求することで納付する方法である。

「書式表示による申告・納付(第11条関係)」とは、税務署長の承認を受けて、特定の課税文書に一定の書式を表示した上で、その作成数量に基づき申告・納税する方法である。

(2) 課税状況の累年比較

年 度	税 額				合 計	納 税 人 員
	税 印 押 な っ	印 紙 税 の 納 付 用 の	書 式 表 示 に よ る 申 告 ・ 納 付	預 貯 金 通 帳 等 の 申 告 ・ 納 付		
	千円	千円	千円	千円	千円	人
令 和 元 年 度	3,590	3,127,699	3,196,072	2,326,778	8,654,138	20,016
令 和 2 年 度	204	3,184,671	2,823,230	2,274,391	8,282,496	19,558
令 和 3 年 度	166	2,928,329	2,748,332	2,166,617	7,843,444	19,379
令 和 4 年 度	163	3,194,219	2,773,205	2,108,994	8,076,582	19,073
令 和 5 年 度	1,157	3,250,120	2,873,057	1,848,710	7,973,042	18,119

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

15 電源開発促進税

(1) 課税状況

区 分		数 量	税 額
		千kWh	千円
令和元年度		127,204,578	47,701,716
令和2年度		124,139,717	46,552,393
令和3年度		127,384,306	47,769,114
令和4年度		125,893,679	47,210,129
令和5年度		123,092,580	46,159,717
販売電気の 電 力 量	従量料金制の供給販売電気	122,361,510	
	定額料金制の供給販売電気	505,404	
	計量自家使用販売電気	190,100	
	推計自家使用販売電気	35,567	
計		123,092,580	46,159,717
加 算 税	過 少 申 告		-
	無 申 告		-
	重		-
合 計			46,159,717
課 税 人 員		人 12	

調査期間等： 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 課税人員

区 分	人 員
一 般 送 配 電 事 業 者 等	人 1

調査時点：令和6年3月31日

16 国際観光旅客税

(1) 課税状況

区 分		人 員	税 額
		千人	千円
令和元年度		X	X
令和2年度		X	X
令和3年度		X	X
令和4年度		X	X
令和5年度		-	-
加 算 税	不 納 付		-
	重		-
合 計			-
還 付 金 額			-

調査期間等： 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの本邦からの出国に係る人員及び税額について、令和5年6月1日から令和6年5月31日までの納付事績及び令和5年4月1日から令和6年3月31日までに税務署長が行った処理事績に基づいて作成した。

(2) 特別徴収義務者数

区 分	人 員
特 別 徴 収 義 務 者	人 -

調査時点：令和6年3月31日

用語の説明： 特別徴収義務者とは、国際観光旅客税を徴収して国に納付する義務のある者をいう。

(注) この表は、納税地を所轄する税務署長へ、「国際旅客運送事業開始届出書」を提出した事業者を示したものである。